## 5 参考資料

## (1) 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第78号 改正 平成11年 7月16日法律第102号 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条~第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策(第13条~第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条~第28条)附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方,少子高齢化の進展,国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で,男女が,互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い,性別にかかわりなく,その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は,緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ,男女共同参画社会の 実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題 と位置付け,社会のあらゆる分野において,男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っ ていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かっ て国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の 形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するた め、この法律を制定する。

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を 積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は,男女の個人としての尊厳が重んぜられること,男女が性別による差別的取扱いを受けないこと,男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として,行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会 における取組と密接な関係を有していることにか んがみ,男女共同参画社会の形成は,国際的協調 の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は財 政上の措置その他の措置を講じなければならな い。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画 社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らか にした文書を作成し、これを国会に提出しなけれ ばならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた め、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか,男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計 画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更 について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項 について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか,都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県 男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策についての基本的な計画(以下「市町村男女 共同参画計画」という。)を定めるように努めな ければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画 計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調香研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研 究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の策定に必要な調査研究を推進するように 努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団 体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う 活動を支援するため、情報の提供その他の必要な 措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に, 男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 男女共同参画基本計画に関し,第13条第3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか,内閣総理大臣又は 関係各大臣の諮問に応じ,男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針,基本的な政 策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること

(組織)

**第23条** 会議は,議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 **2** 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから,内 閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を 有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員 の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一 方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十 分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は,2年 とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- **2** 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために 必要があると認めるときは、関係行政機関の長に 対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の 提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め ることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要

があると認めるときは、前項に規定する者以外の 者に対しても、必要な協力を依頼することができ る。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか,会議の組織 及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事 項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) -抄-

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律 第7号)は、廃止する。
- **附 則** (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 一抄一

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成11年法律第88号)の施行の日\*から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。(※平成13年1月6日)
- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項,第14条第 3項,第23条,第28条並びに第30条の規 定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に 掲げる従前の審議会その他の機関の会長,委員そ の他の職員である者(任期の定めのない者を除 く。)の任期は,当該会長,委員その他の職員の 任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわら ず,その日に満了する。
  - (1) から(10) まで 略
  - (11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
- **附** 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) -抄-

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、 平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 する。

(以下略)

## (2) 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日公布 京都市条例第44号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条~第7条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止 等(第8条・第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条~第20条)

第4章 苦情等の処理(第21条)

第5章 男女共同参画審議会(第22条~第 24条)

第6章 雑則(第25条)

附則

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまでも、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、 基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者 の責務を明らかにするとともに、男女共同参画 の推進に関する施策の基本となる事項を定める ことにより、男女共同参画を総合的かつ計画的 に推進することを目的とする。

(基本理念)

- **第2条** 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
  - (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるよう

- にするとともに、性別による固定的な役割分 担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会 における活動の選択に影響を及ぼさないよ うにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重するこ
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(本市の責務)

- 第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同 参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及 び実施しなければならない。
- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進 に関する施策に協力するよう努めなければなら ない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理 念にのっとり、その事業活動を行うに当たって は、男女共同参画の推進に寄与するよう努めな ければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推 進に関する施策に協力するよう努めなければ ならない。

(施策の実施体制の整備等)

- 第6条 本市は、男女共同参画の推進に関する施 策を総合的かつ計画的に実施するために必要な 体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を 実施するために必要な財政上の措置を講じるよ う努めなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害(以下「性別による人権侵害」という。)を行ってはならない。

(広告物の表現の配慮)

第9条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女 共同参画の推進に関する計画(以下「男女共同 参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
  - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (3) その他男女共同参画の推進に関する施策 を総合的かつ計画的に実施するために必要 な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴く とともに、市民等の意見を適切に反映するため に必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、 速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更に ついて準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施す るに当たっては、基本理念に配慮しなければな らない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における 活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわりなく 家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにす るため、保育の充実その他の必要な措置を講じ なければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

- 第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない
- 2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。
- **3** 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。
- 4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における 男女共同参画)

- 第16条 本市は、その政策の立案から決定まで の過程における男女共同参画を推進するため、 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議 体における男女の委員の数の均衡の確保その他 の必要な措置を講じるよう努めなければならない
- 2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置(社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。)に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての

理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにする ため、情報の提供、医療の確保その他の必要な 措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の 推進に関する活動を支援するため、施設の提供 その他の必要な措置を講じなければならない。

(調查研究)

- 第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する 施策を策定し、及び実施するために必要な調査 研究を行わなければならない。
- 2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、 大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

## 第4章 苦情等の処理

- 第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたとき は、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなけ ればならない。
- 3 市長は、前項の規定による処理を行うために 必要な体制を整備しなければならない。

## 第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

- 第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当 と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任 命する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

- 第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 2 委員は、再任されることができる。

## 第6章 雑 則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 第10条第3項及び第5項(審議会に関する部 分に限る。)、第4章並びに第5章の規定は、市 規則で定める日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は,第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

## (3) 京都市男女共同参画推進条例施行規則

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第 21条第1項の規定による申出(以下「苦情等 の申出」という。)を適切に処理するため、京都 市男女共同参画苦情等処理専門員(以下「専門 員」という。)を置く。

(専門員の定数等)

- 第2条 専門員の定数は、3人以内とする。
- 2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適 当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

- 第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、 補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の 申出の処理に関し必要な事項は、所轄局長が定 める。

(審議会の会長及び副会長)

- 第5条 京都市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。) に会長及び副会長2人を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員 のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある ときは、あらかじめ会長が指名する副会長がそ の職務を代理し、会長及び当該副会長に事故が あるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会 長及びその職務を代理する者が在任しないとき の審議会は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、 会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員 以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の 必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

- 第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会 長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したと きは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告 しなければならない。

8 前条(第4項を除く。)の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行 う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の 運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮っ て定める。

#### 附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

# (4) 男女共同参画に関する年表

	世界	国	内	京	都	市
1975年 (昭和50)	●国連婦人年(目標:平等・開発・平和) ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 「世界行動計画」,「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関するメキシコ宣言」採択	等の育児休業に 布 ●内閣総理大臣を 「婦人問題企画打 ●「婦人問題企画打	関する法律公 <翌年施行> 本部長とする 能進本部」設置 能進会議」設置			
1976年 (昭和51)		●民法等一部改正 (離婚後の婚氏約 ●第1回日本婦人	荒称制度新設)			
1977年(昭和52)		●「国内行動計画 策定 ●「婦人の政策決 する特別活動推 ●「国内行動計画i 策定 ●国立婦人教育会	定参加を促進 進要綱」決定 前期重点目標」			
1978年(昭和53)		●「婦人の現状と動計画第1回報	~	●市会に採択「動会」には採択「動場」には採択「動場」をできます。 ● 「帰路のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	着・婦人が 対策の推び 基礎協議 対策のし 対策を 対策の 対策の 対策を 対策の 対策の 対策の 対策の 対策の 対策の 対策の 対策の 対策の 対策の	対策室」設置 生について」市長 集」発行 会」設置 (~1980年12月) 本的な考え方と 諮問 会」設置 (~1981年4月)
1979年(昭和54)	●国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択			●「京都市女子職 ●「勤労者・婦人 課」に改組 ●婦人問題企画拍 のために一中間	、対策室」 進協議会	を「婦人対策 「婦人問題解決
1980年(昭和55)	●「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 「国連婦人の後半期行動プログラム」採択、「女子差別撤廃条約」65か国署名、4か国批准、NGOフォーラム並行開催	- ,	年」中間年世 女子差別撤廃 判法一部改正 の法定相続分	●「婦人実態調査 ●第1回婦人会議 ●婦人問題情報総刊(~1992年) ●婦人問題企画拍対策の基本的ないて」答申	開催 氏「女性市 進協議会	
1981年(昭和56)	●IL0第156号「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」(家族的責任条約)採択	●国連婦人の10年 て「国内行動計 婦人問題企画推 出 ●「国内行動計画1 策定	画」に対する 進会議意見提	●第2回婦人会議 ●市会「女子差別 する要望書」を ●「婦人対策課」 ●社会教育総合セセンター)に婦	撤廃条約  国へ提出  を「婦人  ンター(	計画課」に改組

	世	界	国	内	京	都	市	
					●「婦人行政企画推 共同参画推進会議 ●婦人会議テーマ別 ●「婦人問題懇話会 ●「婦人問題意識調 ●第3回婦人会議開	。)  集会開催 :」発足(  査」実施	: (6回) (~1982年)	
1982年(昭和57)	●国連「女子差別撤展 員会」設置 ●国連総会「国際平利 促進への婦人の参加 る宣言」採択	和と協力	●「雇用におけ 断基準の考え」 女平等問題専 ●労働省婦人少等法制化準備	方について」男 門家会議報告 年局に「男女平	●「婦人問題解決の 試案」発表 ●婦人会議課題別集 ●「婦人問題解決の 画」策定(~1991 ●京都市女性市民国	会開催 ( )ための京 (年)	〔5回〕 都市行動詞	<b>i</b> +
1983年(昭和58)	●国連「'85 世界会 ニア・ナイロビ) ( 定	の開催決	いて中間試案 ●「国内行動計 書」発表 ●婦人少年問題: 用平等法制定 告を発表 ●法制審議会の	を発表 画第3回報告 審議会が男女雇 にむけて中間報	●非核,平和都市宣 ●第4回婦人会議開 ●「婦人計画課」を 組 ●「婦人問題アドバ 年) ●「京都市基本構想 上への取組を明記 ●第5回婦人会議開	l催 ・「婦人青 バイザー」 !」策定( !)	設置 (~)	1989
1984年(昭和59)	●「国連婦人の10年† 議」エスカップ地域 準備会議(東京)を	或政府間 を開催	を提出 ●国籍法及び戸 法公布(父母)	こむけて報告書	●在日・在洛外国人 ●「女性市民ハント ●「京都市老人福祉 (「婦人問題解決 画」の主旨を盛り ●第6回婦人会議開	ブック」 :中・長期 たのための ) 込む)	発行  計画」策算	
1985年(昭和60)	●IL0総会「雇用におの均等な機会及び付する決議」採択 ●国連婦人の10年最終会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向い人の地位向上のためロビ将来戦略」採打	寺遇に関 終年世界 開催 ナての婦 カのナイ 沢, NGO	<ul><li>●国民年金法一 (女性の年金権</li><li>●男女雇用機会</li><li>●労働者派遣法</li><li>●「女子差別指</li><li>●「国内行動計書」発表</li><li>●パートタイム</li></ul>	の確立) <翌年施行> は均等法公布 <翌年施行> <公布 <翌年施行> 校廃条約」批准 一画第4回報告	●「婦人問題解決の一昭和58年度推進 ●第7回婦人会議開 ●「京都市基本計画のための「女世市京都市京都市京都市京都市行い。 ●点字版「女世界会議 ●ナイロビ世界会議 ョ団派遣 ●第8回婦人会議開 ●「婦人問題解決の一昭和59年度推進	事業報告 引催 策重( 「動計ドブ」 (NGOフ) る婦人の 開催 めの京	書一」発行 「婦人問題」 の推進を「ック」発行すーラム) 状況調査が 都市行動	行 解決 所決 所記 が で 大 で 計画
1986年 (昭和61)				推進本部の構成 大 人問題企画推進 設置	●第9回婦人会議開 ●「パートタイム労施 ●「婦人問題関係資 ●第10回婦人会議開 ●「婦人問題解決の一昭和60年度推進	が働者に関 が料集」発 引催 いための京	行 都市行動詞	計画
1987年(昭和62)			内行動計画」) ●労働基準法改 ●労働省「今後の 労働対策のあり 発表 ●所得税法一部	(以下, 「新国 ) 策定 正 のパートタイム の方について」	●第11回婦人会議開 ●第12回婦人会議開 ●第13回婦人会議開 ●「婦人問題解決の 一昭和61年度推進	催  催  ための京		

	世	界	国	内	京	都	市
1988年 (昭和63)			●「農村漁村婦 <i>」</i> 日)」設定	人の日(3月10	●「女性市民ハン ●第14回婦人会議 ●「婦人問題解決 -昭和62年度推	開催 のための見	京都市行動計画
1989年 (平成元)	●国連「児童の 条約」採択	権利に関する	修化及び中学権	家庭科の男女必 交技術・家庭科 司一の履修の取	●第15回婦人会議 ●第16回婦人会議		
1990年(平成2)	ナイロビ将来 関する第1回	00年に向けて 向上のための 戦略の実施に 見直しと評価 び結論」採択	●「新国内行動記針決定	計画」見直し方	●「婦人問題解決 一昭和63年度推 ●第17回婦人会議 ●「婦人問題懇話 「第2次婦人行 ついて」諮問 ●「女性問題に関 ●第18回婦人会議	進事業報告 開催 法会」設置 動計画の記 する意識・	告書-」発行 (~1992年) 課題と方向性に
1991年(平成3)			●「育児休業法」 業対象,男女言 ●「新国内行動言 定 ●国家公務員,是 児休業法公布	共に取得可能) <翌年施行> 計画」第1次改	●第19回婦別 ●「19回婦別 ●「婦人の 「婦人の 「婦人の 「女性発 一平性発 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	の で が で が で で が で で で で で で で で で で で で で	告書一」発行 ・実態調査報告 京都市女性行動 計画への市民か 計画への市民か 計画への市民か は、から名 事会「女性企画 催(合計4回) 策定
1992年(平成4)	ジャネイロ)	ット/リオデ	●労働省「介護体 ガイドライン」 ●「新国内行動詞 告書(第1回) (~1996年(第1回発表) ・回発表) ・回発表) ・一婦人問題担当は 官房長官)	策定 計画に関する報 」発表 5回)まで年1	●「婦人問題解決 一平名 一平名 一下第2京 一「婦人青少 一「婦人青少 一「婦人青少 一「婦人青少 一「婦人青少 一「婦人 一」の 一 一 一 の 一 の 一 の 一 の の の の の の の の の	進事業報告 す女性行動計 」を「女性 会」設置 (~2003年) 進会議幹 かなで考える フラット) 1	書書-」発行 計画」策定 生青少年課」に (のち, 男女共 ) 事会「常任幹事 るグラフ誌「E 創刊

	世	界	国	内	京	都	市
1993年 (平成5)	女性の人権を ン宣言」及び 策定 ●国連総会「女	含む「ウィー	<ul><li>施行</li><li>●労働省「女子 ュニケーショ 関する研究会</li><li>●保健婦助産婦 (男性保健士</li></ul>	:認める) る家庭科の男女	-平成3年度	決のための 推進事業幸 の女性の登 」制定	)京都市行動計画 股告書一」発行 経用促進のための
	(ジャカルタタ」 「ジャカル)・開 「ジャ会の中操 「リプイイを関ロ)が、 「大学」が、 「大学)が、 「大学」が、 「大学 「大学」が、 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学	平洋大臣会議 ) 宣言 (行動計 採決議 (カイ ・ブ盛 が、 ・ 水込ん 言) 及び「行	職の国家公務度創設)  高等学修実施にない。  高等学修実施にない。  一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	女共同参画室」 に同参画審議会」 間制度等に関する	●女性総シープを 一プ議「プローン・ン・ン・ン・ン・ン・ン・ング (本)	ター「ウィ クフェス・フィ イベン)) 市女性一」 市女性一」 手 裏」 見 関 設	ングス京都」開館 ・ングス京都」 ・ングス京都」 ・バル開催(女性 ・一ラム'94」, 「国際女性フォ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
1995年(平成7)	●国連人権委員 する暴力をな 択 ●第4回世界女 京)開催	ゲン)開催 会「女性に対 くす決議」採	条約)批准 ●育児休業法一	約(家族的責任 部改正法公布・ 999年施行>(介 法制化)	度推生性考女 事間を 事間を 事間を 事間を 男管 女子 明 を 事 を 手 を 手 を 手 を 手 を 手 を 手 を ま を で ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	告書- 」 番	の身近な女性問を文化市民局に 「第2次京都市女」について」諮問 するアンケート
1996年 (平成8)			正する法律案 臣に新国内けて, 第に新国内けて, 議会, 等申 「男女, ※申 「男女, ※以 ※足 「男女共同参	てネットワーク) ・画2000年プラ ]内行動計画」第	調査報告書」 ● 第2次事 6 2 次事 7 度 1 進 4 共 計 2 次	発布告懇た市募に女を前告懇な女集・共明民人のでは、このでは、またのでは、	第2次京都市女性 への提言」答申 か計画」見直しに 「男女共同参画市
1997年(平成9)			布・施行 ●男女雇用機会 準法,育児・ 改正法公布	「審議会設置法公 対等法,労働基 介護休業法一部 学性保護につい 施行>	度推進事業報 ●「第2次京都	告書-」発 市女性行動	

	世界	玉	内	京	都	市
		●労働器会になが ●内閣総会にての 一方のは 一方のは 一方のは 一方のは 一方のは 一方のは 一方のは 一方の	ぶ「男女共同参 選進するための 基本的事項」に 時間参画審議会 に基本問題部 のための国連10 国内行動計画」 「〈2000年施行〉 「2000年プラン 「第1回)」 年(第3回)	●男女共同参画市月 フォーラム'97 」		ウィングス・
1998年 (平成10)		●男女共同参画審 同参画社会基本 答申 ●労働基準法一部	法について」	●「第2次京都市が 度推進事業報告書 ●「ガンバレ女性に ジウム・交流会員 行 ●男女共同参画市員 オーラム'98 」員	書一」発 こやさし 昇催,パ 民会議「	行 い企業」シンポ ンフレットの発
1999年 (平成11)	●「女子差別撤廃条約選択議 定書」採択	●児童買春・児童 ・施行 ●男女共る動画者 かして」暴を ●男女共同 ●男女共同 ●男女共同 ●食料・農 ・施行 ・食施行 ・変察庁「女性・ を変実施要綱」	穿議会「女性に い社会を目指 社会基本法公布 製村基本法公布 シ参画促進を規 子どもを守る	●「第2次京都市が 一平成9年度推進 ●「ガンバレ女性にペ 「京都・女性にペンフレーの暴力に 実施 ●「京都市基本構想 ●「京本一ラム(ウィッタ)」開催 ●「第2次京都市を ー平成10年度推進	生事やさ 関 、 はこれでは、 ままいます。 ままいます。 策議グ 行する 定「ス 動	告書-」発行 い企業」パートII 広告」表彰,パ 市民意識調査」 京都・国際女性・フォーラム 計画(改定版)
2000年(平成12)	●国連特別総会女性2000年会議(ニューヨーク)開催 (「政治宣言」及び「成果文書」採択)	●ストーカー規制 ●男女共同最力に ●男女ものに ●男女もののを ●男参画を 一ののを ・「男女共同を ・」	川法公布・施行 評議会「女性に 計する基本的方 評議会「男女共 正策定に当たっ きえ方」答申 派表方」答申 派表方」答申 派表方」答申 派表方」等)策	●「ガンバレ女生に シアステングラン ● リカイ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	精演会開作 舌) 答(NGO ファイン という という という という はい という でく という でき でいる でいま かいま かいま かいま かいま は かいま かいま は かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま は まま は ま	崔,パンフレッ 第3次京都市女 き施策の基本的 トーラム)に代表 市民意識実能調 市民意識実に向 計3回)ップ報告 計3回)ップ報告 計4・ショップ報告 計書ー」 計書ー」

	世界	. 国	内	京	都	市
2001年(平成13)		及び「男女: 置 ●配偶者からの被害者の保 (配行 (配円) を配けて (配付) を配けて (配付) を記して (ででででする。 (ででででする。 (ででででする。 (ででででする。) では、 (ででででする。 (ででできる。) では、 (ででできる。) では、 (でできる。) では、 (ででできる。) では、 (ででできる。) では、 (ででできる。) では、 (ででできる。) では、 (でできる。) できる。) では、 (でできる。) では、 (でできる。) できる。) できる。 (でできる。) できる。) できる。 (ででさ。) できる。) できる。 (でできる。) できる。) できる。 (でできる。) できる。) できる。 (でできる。) できる。)	男女共同会議」 思女共同会議」 の表議」 の表議」 の表達ののは、 の表別のは、 のまのは、	●「京都市基本計画 ●男女共同参画懇話画計画への提言」 ●「第2次京都市が一平成12年度推近 ●「きょうと男女技 案の公表及び市長 ●男女共同参画市日オーラム2001」	岳会「京都 答申 行動記 性事業を 共同 見 表 民 会 議 「 に た に た に た に た き に た き に た う に う た う た う た う た う え ら え ら え ら え ら え ら え ら え ら え ら え ら え	計画(改定版) 古書-」発行 推進プラン」素 集実施
2002年 (平成14)				●「きょうと男女共 で 男女共同を男女共同を男女共同の ● 男女推進京中同な会のでののののののののののののののののののののののののののののののののののの	生員のに、 は は は は は は は は は は は は は	電都市男女共同の計算を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
2003年(平成15)	●女子差別撤廃条約履行 に関する我が国の報告 議	書審 布・施行 事業主の行動 いては翌々 <sup>4</sup>	支援対策推進法公 地方公共団体及び 動計画の策定につ 軍施行> 基本法公布・施行	●「第2次京都市が ー平成13年度推進 ●男女共同参画市目 オーラム2003」 関 ●「京都市男女共同 一部施行(2003年 <苦情等の処理, 設置については翌	生事業報告 民会議「京 昇催 司参画推定 F12月26日 男女共同	告書一」発行 ウィングス・フ
2004年(平成16)		公布・施行	防止法一部改正法 休業法一部改正法 <翌年施行>	●「大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	計発 に	- 平成14年度推 生条例」完全施 と置(男女 創む 大 関度ス 明記 で 世間が ファック は で 大 で は で 大 で は で 大 で に と ラン に と で 大 に と で ス・ と で ス・ で は 発 で ス・ で は 発 で ス・ で は 発 で ス・ で ス・ で ス・ で ス・ で カース・ で ス・ で ス・ で カース・ で ス・ で カース・ で ス・ で カース・ で ス・ で カース・ で

	世	界	国	内	京	都	市	
2005年 (平成17)	●第49回国連婦 会(「北京+」 合)(ニューヨ	10」閣僚級会	る施策の基本 て」答申 ●育児・介護休 公布	成の促進に関す 的な方向につい 業法一部改正法 <翌年施行> 画基本計画(第	●男は 一男を 一月を 一月の 一月の 一月の 一月の 一月の 一月の 一月の 一月の	アン」 解制に共生のア民開生生物 大大 の で で で で で で で で で で で で で で で で で	見直しについ (民間シェル 創設 アンケ宣言 ト」 推進 ン開 ス ボルン リス ボルン リス ボルン リス ボルン リス ボルン リス ボルン リス ボルン が ボルン が が が が が が が が が が が が が が	てタ施業者フリ
2006年(平成18)			●男女雇用機会 準法一部改正	均等法, 労働基 法公布 <翌年施行>	●「女性総合センセンター」に改せ、 ●男女共同参画審参画推進プラン答申 ●広報誌「POWER ッチ きょう)」 ●男女共同参画市オーラム2006」	で称 F議会「き どの新たな CATCH KY 創刊 F民会議「	ょうと男女共 展開について 70(パワー キ	。同 [] ヤ
2007年(平成19)			●配偶者暴力防公布 <翌年	近法一部改正法 施行>	●「きょうと男女 ●「京都市の男女 (きょうと男子 成17年度推進 ●チャレンジ応援と ●「配偶者等から ●「配偶者等から ●「さょうと男女 バイザー同参画 オーラム2007」	共同の参考を表現の大学を表現の表現の表現の表現の大学を表現の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	の現状と施策 所推進プラン 計 発行 「あなたのチ 引する調査」 推進宣言」ア	三平 ヤ 施ド
2008年 (平成20)			●内閣府「仕事 進室」設置	と生活の調和推	●「京都市の男が (きょうと男が 成18年度推進す ●チャレンジモラ レンジ応援し限	て共同参画 耳業報告書 <sup></sup> ル広報誌	推進プラン )発行	平